

【この請求書に添えなければならない書類】

1. 受給権者の生存に関する市区町村長の証明書または戸籍抄本（①欄に個人番号（マイナンバー）を記入することで省略できます。）

※ 受給権者の生存に関する市区町村長の証明書または戸籍抄本については、請求書提出日の1カ月前以降に交付されたものが必要です。

2. 加給年金や振替加算が支給される条件に該当した場合は、以下の①または②の書類が必要になります。（詳しくは、お近くの年金事務所へお問い合わせください。）

① 老齢厚生年金に加給年金額の加算が行われる受給権者にあつては、次のア～ウの書類。

ア. 加給年金額の対象者と受給権者との身分関係を明らかにすることができる戸籍抄本等

イ. 加給年金額の対象者が受給権者によって生計を維持していることを証明する以下の書類

㊦ 世帯全員の住民票

① 加給年金額の対象者である配偶者または子の所得証明書等

※ ご本人や加給年金額対象者の個人番号（マイナンバー）を記載することで添付を省略できます。

ウ. 加給年金額の対象者のうち国民年金法および厚生年金保険法の障害等級の1級または2級に該当する障害の状態にある子があるとき（厚生労働大臣から診断書が不要である旨の通知を受けている方を除きます。）は、医師または歯科医師の診断書（この診断書用紙は、年金事務所にあります。）

また、次の病気やけがによる場合は、レントゲンフィルム

㊦ 呼吸器系結核 ① 肺化のう症 ㊧ けい肺（これに類似するじん肺症を含む。）

① その他認定又は審査に際し必要と認められるもの

② 老齢基礎年金に額の加算（振替加算）が行われる受給権者にあつては、次のア～イの書類

ア. 配偶者と受給権者の身分関係を明らかにすることができる戸籍抄本等

イ. 配偶者によって受給権者が生計を維持していたことを証明する以下の書類（個人番号（マイナンバー）を記入したときは、添付を省略できる場合があります。）

㊦ 世帯全員の住民票

① 受給権者の所得証明書等

◎ この請求書を提出する際に住所を変更している方は住所変更届を、氏名を変更している方は氏名変更届を、年金の受取口座の変更を希望する方は受取機関変更届を添えてください。

＜添付書類の取扱いについて＞

■ 添付書類は、「コピー可」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。

■ 戸籍謄本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます。）の原本については、原本を提出したお客様から原本返却のお申出があった場合、職員がそのコピーをとらせていただいた上で、お返しいたします。（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります。）

■ ご本人や加給年金額対象者の個人番号（マイナンバー）を記載した場合であっても、戸籍謄本等の添付書類の提出を求めることがありますので、ご了承ください。

「個人番号（マイナンバー）」について

請求書に記入された請求者本人の個人番号については、個人番号が正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認）が必要です。以下の(1)または(2)をご準備ください。

* 配偶者および子の番号確認・身元（実存）確認書類の提出は必要ありません。

(1) 個人番号カード（マイナンバーカード）

番号確認と身元（実存）確認できる情報の両方が記載されているため、1種類で確認が可能です。

(2) 以下の2種類(㊦)と①1種類ずつをご準備ください。

㊦ 個人番号が記載されている書類から1種類

住民票（個人番号記載のもの）または
通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）

① 身元（実存）確認のできる書類から1種類

運転免許証、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、
療育手帳、在留カード等

※ 身元（実存）確認のできる書類については、上記①以外にも提出可能な書類があります。ご不明な点等は年金事務所にお問い合わせください。

【窓口で提出される場合】

上記(1)個人番号カードまたは(2)の㊦と①1種類ずつの原本をご提示ください。

【郵送で提出される場合】

個人番号カードは、両面のコピーまたは(2)の㊦と①1種類ずつのコピーをご提出ください。